

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成21年12月14日(月) 午前10時00分～11時32分
会 場 委員会室

1. 出席者

1 番 幸前信雄、 6 番 磯貝正隆、 8 番 内藤皓嗣、
9 番 神谷ルミ、 10 番 寺田正人、 12 番 水野金光、
14 番 井端清則、 15 番 岡本邦彦、 17 番 小嶋克文
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 杉浦辰夫、 3 番 杉浦敏和、 4 番 北川広人、
13 番 内藤とし子、 16 番 神谷 宏、 18 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、市民総合窓口センター長、
市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、収納GL、
都市政策部長、計画管理GL、都市整備GL、上下水道GL、
地域産業GL、政策推進GL、
行政管理部長、人事GL、文書管理GL、財務経理GL、契約検査GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 議案第74号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第75号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (4) 議案第76号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第77号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- (6) 議案第78号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について
- (7) 議案第79号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (8) 議案第83号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- (9) 議案第84号 平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (10) 議案第85号 平成21年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- (11) 議案第87号 平成21年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- (12) 議案第88号 平成21年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- (13) 議案第89号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第9回）
- (14) 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (15) 陳情第10号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情
- (16) 陳情第11号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月10日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、すでに配布されております議案付託表のとおり、議案13件及び陳情3件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

行政管理部長 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

問(10) 改正に伴い、この影響額のほうはどうですかね。

答(市民窓口) 今回の改正に伴います影響額という御質問でございますけども、今回の改正につきましてはいずれもこれから行われる、例えば申告だとか土地の売買だとか、そういったことに伴うものでございますので、影響額としては大変申し訳ございませんけども、把握ができていないということでございますので、よろしく願いいたします。

(2) 議案第74号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

- (3) 議案第75号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

質 疑 な し

- (4) 議案第76号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

質 疑 な し

- (5) 議案第77号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

問(17) 先回も総括質疑で出ましたけども、グループが今回2グループ、市長直轄組織でありますけども、これ部の組織においた場合とどのような違いがあるのか、説明をお願いします。

答(人事) まず部に属した場合と今回のように市長直轄組織にした場合の違いということがございますけども、やはり部に属しますと部長という職が間に入るわけがございますので、やはり指揮命令関係におきまして迅速な対応というものが、市長直轄組織のほうが速やかに、迅速な対応ができるというふうに考えております。

問(17) 今回、市長直轄のほうに分掌事務が6項目ありますが、これを選んだ基準について伺います。

答(人事) 市長直轄組織の事務分掌の関係でございますけども、やはり新たな行政課題に対応すべき内容をこの市長直轄組織に分掌をさせております。

問(17) もう一点だけお願いいたします。それから今回いろんな所管事項が変更になりまして、こども未来部に観光に関するところが今回移管されましたけども、こども未来部と観光はちょっとずっと理解できないような面があるんですけども、この点に説明をお願いいたします。

答(人事) 今回の文化スポーツグループをこども未来部に移したわけござ

いますけども、やはりこれは子供から高齢者までいろんなライフステージにおける学習したいとか活動したい、こういった思いを一貫して支援していきたい、こんな思いでこどもの未来部のほうに移しております。観光ということでございますけども、観光も現在の文化スポーツグループに現状でも文化スポーツグループの所管事項になっておりますけども、そのグループの異動に伴いまして、一緒に異動をさせてもらったというものでございます。

問（17） 今までは地域協働部、確か文化スポーツグループは。それであれば、観光、ちょっとこれは理解できるけども、全くちょっと違うような感じがするんです、こども未来部と観光とは。ただグループの中に入ってあるから、そのまま移管したというだけでは、ちょっと納得ができません。その点はどうですか。

答（人事） 部の名称がこども未来部になっておりますけども、これはやはり生涯学習という部分では、いわば教育委員会に属すべきところでございますが、高浜市の場合におきましては、市長に補助執行させていただいております。こんなところで文化に包含をさせていただいたような形で、一緒にさせてもらっておるといふものでございます。

問（9） 先ほど市長直轄の分掌事務6で新たな行政課題に取り組むという御答弁だったんですけれども、どういった方向性、新たな行政課題、その言葉で言ってしまうとそれで一つで終わってしまうんですけれども、どういうふうな方向性を持って考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

答（人事） 新たな行政課題ということでございますけれども、例えば災害や大規模な事件、こういった市民の生命に重大な被害が生じるような緊急事態が発生した場合に、全市を挙げて迅速かつ総合的に対応する体制を整える必要があります。そういったことで、このような体制整備やそれと合わせまして産業振興施策の強化、こういったものを目的といたしております。

問（9） 原案は大きく分けて二点に絞り込んで、とりあえず当面はやっていくということでもいいですかね。この6、大体見るとそのような感じになってますけれど。

答（人事） おっしゃいましたように大きく分ければ二点かなというふうに理解をいたしております。

問（14） この組織改革については、過般の議案の説明会の折にですね、議会側に資料もいただいたということで、その狙いや目的とするところは私なりに理解はしておるつもりですけれども、先ほど17番議員から発言があった直轄グループと部制との違いについて質問ありましたけれども、それに対して部長が中に入らない分、迅速に対処できるという違いを挙げられましたけれども、聞いておってですね、それじゃ現在部制を敷いておる中で、その迅速な対応というのはできないということにもなるんですね。裏返して、ひねくれた私なりの考え方もかもしれませんけども。そういうふうにもとれるわけで、だったらこの際ですね、直轄グループを広く広げてね、部制をなくしちゃどうだと、言葉を発展させればそういうことにもつながるんで、その違いというのがね、私は違いは違いとして認めますけれども、さしたる違いにはならんんじゃないのかなということをおもうんですね。だからこういうことがあってですね、だからこういうふうにしたいんだ、要するに部制から直轄にしたいんだという、その明確な意義というのがね、本会議を通して、今のその答弁を聞いておっても、私は見当たらない、納得できない部分なんですね。だから具体的に両副市長もおるし、部長もおるわけですから、一度そのあたりの違いをね、改めて聞いておきたいなというふうにおもうんです。どうですか。

答（人事） 確かにおっしゃる意味はわかりますけれども、私どもが言いたいのは特に緊急事態ですね、市民の皆様生命だとか財産、そういったものに影響を及ぼすような緊急事態、こういった時にはやはり迅速な対応が必要ですので、それと合わせまして、直轄組織ですと、市長の直轄組織といいながらも実質的には両副市長さんが直接指揮をとるかもわかりませんが。部長が、各部の部長同士ですとなかなか思っているものが伝わりにくいところがありますけれども、直轄になりますとやはり上位の者が下部の者にとりという形で迅速に対応できる、こんなふうにおもっております。

答（行政管理部） 直轄と部制というようなところありましたが、私、総括のほうでも申し上げましたけれども、今やはりなすべきこと、要は市民ニーズにどれだけ適応して、市政を進めていくのか、そういうところでもやはり張りというものは求められておると思っております。従いまして、当然職員もですね、今どこに重点を置いておるのか、そういう観点からもそれは組織そのものでも

すね、変えていくというのですか、こういう直轄を設けるといふようなところで、より迅速性といいますか、重要性といいますか、そういうところに利点を置いた改革を行い、ある意味では管理職を初めとした職員にもですね、意識変革、そういうものも求められる、そういった内容を含んでおるといふふうに思っておりますので、部長がおるから迅速さに欠けるということではございませんので、そのへんは御理解をいただきたいと思ひます。

問（14） だったらね、さっきの部長がおるおらん、直轄にするしないというその違いそのものがですね、私は非常に不明確になってくると思ひうんですね。私が懸念しておるのは、前市長がですね、マニフェストを掲げられて選挙もやってきたと、組織改革もやってきたという中でね、さしたる私は問題というのが、耳に入ってこないですね。こういった問題があつて、組織上非常に不具合があるという話も入つてこない中で、今回その直轄制を敷いたというね、その意義がやはりね、今の答弁聞いておつても、明確にならないわけですね。一度、副市長のもとで前市長のもとでその職に就かれておつた当時ですね、これはやっぱり具合が悪くてしょうがないと、直轄制の体制があつたらよかつたのになつていふようなことは事例としてありますか。具体的にどうですか。一度、伺つておきたいなつていふふうに思ひます。

答（後藤副市長） 今、御指摘をいただきましたような、直接的にトラブルといふかあるいは問題となるようなケースは具体的にはございません。ただ先ほどから、部長、グループリーダーから御説明をさせていただいておりますけども、現在のいわゆる社会情勢、そういったものを見た時に雇用とそれから新たな財源の確保、こういったものが非常にスピーディーに対処しなさいいけない、緊急性を持って対応しなさいいけないといふ一つの大きな課題が生じてきております。もう一方で危機管理におきまして、いつ大きな大災害、とりわけ東海地震だとか東南海地震、そういったものが起きるかわからない、合わせて新型インフルエンザがその時に同時が起きたらどうなるんだといふような非常に危機管理の面でも多様化した対応の仕方というのが、求められるようになってきております。従ひまして、例えば経営戦略のほうで申し上げるならば、都市整備面、いわゆる社会環境基盤、インフラ整備のほうの部分もありますし、それからコミュニティビジネスといふ新しい政策課題も出ております。こういっ

たものにあつては、部をまたいでできるだけ早く対処、対応しなきゃいけない、あるいは企画、立案をしてそれに当たっていかなくちゃいけない、また一方で危機管理にありましても先ほど申し上げましたように、防災面だけではなくて、いわゆる保健の面、あるいはそれ以外の緊急的な危機管理、そういったものは部をまたぐ可能性が十分ございますので、そういったものに対応するにはやはり市長直轄で部長を全て網羅しながら、事業を展開するということを求められているということから、今回市長直轄というグループでそれを対応しようという考え方を持ったわけでありますので、御理解いただければと思います。

問（14）　そういう考え方はね、その直轄グループにしなくても、現行の体制で十分、私は消化できる内容だというふうに思うんですね。現に、例えば台風の問題でも防災体制を敷いて長をトップにしながら体制が体系づけられたものが確立されておる。その延長でね、インフルエンザが入ってこようとも、あるいは、その企業誘致のことについてもね、それは対応としては現行体制で十分なし得るそういう体制にあるわけだから、とりわけね、取り立ててこの機会にそういう新たな問題が発生することを先取りしてね、体制を固めていくということにしなくても、私は十分対応できるなというふうに思うんですね。むしろ心配するのは、こういうその直轄グループ制をとることによって、例えば行政内部でね、いびつな、あるいは偏った権力の集中、あるいは強化にこういうふうにつながっていく心配のほうが私は大きいんですね。あるいはその行政内部で従来チェックをきちっと図られておった部制のもとでやられたものがですね、それが廃止されることによってチェック機能が低下をしたり、あるいはその後退をするということもつながりかねない、そういう側面もあるわけで、さらに言えばね、この行政の密室化ですね、行政内部の密室化というのが、やはり懸念をされていくということに、このことによって心配されるわけで、そのことがですね、今回の直轄グループに伴う、言ってみれば、弊害と言うんですかね、ということにもなりかねないんで、私はより開かれたその行政のあり方を追求していくのであればね、やはり市民の目線で改革をしていこうという主体に立っているんだから、こういうスタイルにすべきではないというふうに思うんですけども、私が懸念をしたような二つ、三つのことについては、行政内部でどういうふうに考えられているのかと伺っておきたいなというふうに思

います。

答（後藤副市長） いろいろと御心配をいただいております。ただ、今、いろいろと御心配をいただいた、例えば、その意思決定をする場所、あるいは判断をする場所が、より市長に近づくにつれて密室化する、あるいは情報が市民に流れないと、もしそういう御指摘をいただくとするならばそれは全くの誤りでありまして、逆に市長自らが市民に対して情報を開示しようという強い意思を持って職員のほうに申し付けているわけでありますので、それはその指示がより明確に出ることであり、そういった情報開示であったり、あるいは情報の市民との共有であったりということについては、さらにより明確に皆さんのほうに提供できるというふうに御理解をいただく必要があるんだろうと思います。一方で今おっしゃられるような、るる御心配をいただいておりますが、確かに今まで問題なかったから、今までのままでいいんではないかという御指摘もあるわけですが、今までよりもよりよい状況にもっていきたい、そのために何をすべきかという議論の中で今回のような御提案をさせていただいておりますので、その面を含めて御理解をいただければと思います。

問（14） 私、懸念される問題点を指摘しましたけどね、今の副市長の答えでは、懸念を払拭できるだけのですね、またそれを担保するだけの対応というのは見当たらないと私は思うんですね。今の体制というのは、部制のもとで、集团的にいろんな物事、事業を展開していく上では、集团的に論議を一定部分するわけですね、部長を頂点にしながら。そこではね、部長という管理職的な立場から、言ってみれば大所高所から物事を判断する、そういう視点で部下を指導すると、教育するという側面もあって、非常に形としてはね、私は、ミスをおくなくしていく、発生をしにくい仕組み、あるいは物事を判断する上で、見誤らない判断をしていくという上では、より確立したね、体制になっているなというふうに思うんですね。それを今回直轄制度になって一定部分なくすわけですよ。部長というセクションをなくすわけですから、そのなくすことによって、先ほど懸念しているような二つ、三つの問題点が隣り合わせであるわけですから、そこがね、やはりきちっと払拭できるようなその対応策が示されないとね、私はその懸念が現実的なものになっていくだろうというふうに思うわけで、とても先ほど副市長が言ったような、具体的な事例がない中で直轄制度だ

けを新たに導入していくというのはね、やはり問題としては解決されないなどということを指摘をしておきたいというふうに思います。

答（市長） いろいろと御指摘をいただきましてありがとうございます。公開をしていくというのは、私は、今副市長が申し上げたようにですね、私の信条でございますので、密室化をするというのは、いささか私の考えと違うものですから、その辺はですね、よく御理解をしていただいて、私がやろうとしていることもですね、すべてそういう方向でやっておりますので、そういうお考えで御理解をしていただきたいと思いますと思います。それからチェック機能でございますが、そもそもですね、チェック機能を多重化すれば物事がミスをなく進むかということ、そういうものではありません。これも私の考えでございますが、例えばですね、仮にそういうことであるんならば、部長以下グループがたくさんある中で、それを部長が一人でチェックをするということと比べて、副市長が一つのグループの事案をチェックしていくことと比べてどちらがどうだという判断は多分、できないと思うんですよね。私はむしろですね、多くの部を持つ中で一番重要な問題点が埋もれることを懸念しておりまして、そういう中では、今課題となっておる産業の問題、危機管理の問題というのは、しっかりとやっていく必要があるという考えの中で私の意見も申し上げました。それからトップセールスという部分もあるんですね。企業誘致だとか、企業の問題に関しては。誰が出て行くのかという問題があります。それから副市長が申し上げましたように、横断的という問題も非常に大きいんですね。災害の時というのは、災害時に横断的にやればいいというものではないです。それは、私が実際に地域で活動している中でもそうですし、ちょうど台風のときにここで一夜をみんなと共にして、それに対応したわけですけど、その時にひしひしと感じた部分があります。そういったことの思いも含めてこの組織を検討していただいたものと私は思っていますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

問（14） ちょっと参考までに聞いておきたいけど、その公開という意味合いですね、それは、どういう場面を指して市民に公開していくということは、市長の思いが述べられたけども、そういう公開という場面、私、ちょっと理解をしていないのでどういう内容をもって公開をしていくかっていうの、ちょっと具体的に示していただきたいと思います。

答（市長） いささかこの構造改革の部分とですね、外れていってしまうといけけないのもですから、簡潔に申し上げますと、例えば予算の編成過程もそうですが、今、国でやっている事業仕分けもそうです。それからわかりやすい予算書という部分もそうです。いろんな面とですね、今、行政の中にある物事の進め方、そしてその行政の中の内部でしか検討されてこなかった部分、これは市民会議みたいなものを通じてですね、いろんな情報が市民の方に出てきます。そこで議論もされます。これは我々はその議会の中、行政の中でやっている部分よりもはるかに多くの情報が出ていくと思います。できるだけいろんなものを出していこうという意識でおりますので、具体的にこれをこうということではございませんが、例えば、議会でもそうですね、議会でも公開で委員会をやる、議場でもいろんな面を皆さんにわかっていただくように広報、公聴の部分は重要視しようということは多分議論されておるとと思います。我々もそういう方向で進みます。ぜひ議会もそういう方向で市民の方に御理解していただける議会運営をしていっていただきたいなと思います。

問（14） 抽象的でよく理解できないけど、要するに私が言いたいのは、直轄グループを敷くよと。で、その直轄グループで行う作業ですね、物事をその例えば一つの事業を取り組んでいくときに手順を踏んでいくわけですね、その手順すべてを公開していくというのが市長の考え方ということじゃないんですか。先ほど発言したのは。

答（市長） 議論がまた違うほうへいってしまいますんで、それは今までと何が違うんですかと、例えば直轄にした部分が密室になるということと、部長が入るから密室になるということは、それは何ら変わらないんじゃないですか。その部分を公開する、しないのではなくて、今の行政が行っていることを公開していく意思があるから、何もそれが部長が入らないから密室性になるだとかいうことにはなりませんよということを私は申し上げておるわけです。

問（14） だから直轄グループは公開していくというその直轄グループで請け負うその所管ですね、内容。例えばここで言うと、企業誘致に関することというのは直轄グループの一つの所管ですよ。それをも含めて公開していくよということをして市長おっしゃっているのではないんですか。違うんですか、公開という意味合いは。

答（市長） それはですね、今までの部制を敷いておっても公開できることは公開しておったと思うんですよね。表に出せるものは出していくと。この市長直轄にしたからその中身を公開するという事ではないですよ。行政のやっていることを公開していく中で組織を変えても密室性が高まるようなことはありませんよという精神のことを申し上げておるんです。

問（14） 公開という意味合いはね、非常にね、大事なことですよね、意味合いも含めてね。で、そこでね、ある問題では公開をする、ある問題では公開をしないというのはね、公開に値しない内容なんですね。公開するんだったら、行政として血税を使っての仕事になるわけですから、これはオープンにすべきだと。すべての分野でね。私はそう思うんです。企業誘致の問題についてもしかりですよ。今後はそういうスタンスで臨んでいただきたいと。市長が言う公開とちょっと私の考える公開というのはね、見解の相違があるかもしれないけども、私たちはその公開という場面では、すべて公開にしていくと。オープンにするという基本的な姿勢をもってね、やるべきだと見解をもっていますので、ぜひそういう判断をしていただきたいと。これは要請をしておきたいというふうに思います。それから部制を敷いていくのと敷かないところでね、いろいろその公開上の問題で行き違いがあるんだったら、それはすべてね、部制そのものを含めて再編成すべきだというふうに思うんですね。それについてはいかがですか。

答（市長） 組織というのはですね、今、井端議員おっしゃられたようにですね、いろんな検討を加えていく必要があると思います。まずは今回私が考えたのは、今から必要になってくる課題、いわゆるその行政のですね、財源の部分を含めてですね、高浜市の基盤を支える産業に関してはですね、例えば産業部だけをつくるという考え方もあると思うんですよ。それと今言ったように部ではなくて引っこ抜いた形で直属でやるという考え方、いろんな考え方を考えた上でですね、組織として今必要な部分、最低限の部分だけを変えさせていただきました。これから先にですね、ちょっと話が戻りますけど、例えば、全部の組織を編成し直すということも考えました。それは、私だけではなくてですね、これはプロジェクトチームでやってきてますので、今まで。そういう方たちの意見を入れる中で私が申し上げたのは、市民の方が窓口へきて、右往左往する

ようなことがあってはいけないと。まだこのグループ制を敷いて、やっと定着し始めたばかりだから、最低限の部分で組織変更をしていこうということを申し上げた中で、必要な部分だけは変えさせていただくと、というのが今回の組織編制の一番もとにありますので将来にわたってこのままでいいのかとかそういった部分はまた次の課題になると思います。これからどういう形で組織をつくっていくか、おっしゃるようになりますね、こういう形ではない形がいいのかもしれない。それも今、実は視野に入れて考えておりますが、それがどういう形になっていくのか、いつやるのかということは別としまして、組織というのは常に課題に対して一番ベストとは言いませんが、ベターな形で対応できるような形をとっていくのが一番いいことだと思っておりますので、これがいいというふうには思っておりません。

問（14） そうすると、つまりは今回の直轄グループというのは、将来を見据えたその改革につながっていく、体制のあり方としてはつながっていくということに、含みを持たせたわけだけども、つまり部制をなくしていくと、要するに部長クラスはいらないよと。将来的には。そういうことも含みを持たせたね、考え方を持っているというというふうには私は理解しておきたいと思えます。間違いないですか。異論があれば、大事な問題ですのでね。部長職を目指してね、一生懸命頑張っている職員についてはね、これは先々心配だなと、自分の首も危ないなということにもなりかねない構想を持ち合わせているんだから、先ほどの話、私はそういうふうには受け止めたけど。いかがですか。

答（市長） 一概にですね、そういう形の組織を目指しておると明確に申し上げてはおりません。どういう形がいいかというのは、その課題に対して要は、そのタスクフォースといいますかね、問題に対してどういうものをつくるかというのが組織だと思うんですよ。必要以上に形だけにこだわって運用していくものではないというふうには思っておりますので、部長制を廃止するかしないかということよりもどういう問題に対応するのにどういう組織がいるんだろうということを考えていきたいというふうには思っております。

問（9） 私、77条と78条の構造改革に関連した経過の説明をお伺いしてこの中でグループの減少ということで施策目標の達成とか、業務の守備範囲の明確化とか、スピードと責任というところを改善されてこの条例を直された、

整備されたというふうに理解していますけども、そういった理解でよろしいんでしょうかね。今のお話聞いていて、ちょっとどこが論点なのかちょっとわからなくなってまいりましたので、またそこだけお示しいただければ。

答（人事） 実には組織構造改革というのは平成18年度から行っておりますけども、それ以来、毎年市民の皆様に対するアンケートだとかそれから市の職員に対するアンケート、こういったものやってきました。そういった市民の皆様、それと職員からのアンケート踏まえましてさらにステップアップした形での今回の組織改革だと、そういうふうに思っております。

（6）議案第78号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について

質 疑 な し

（7）議案第79号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

問（17） 退職手当組合の簡単で結構ですので説明ください。

答（人事） この退職手当組合でございますけども、大きな市になりますとその市独自で退職手当というものを支給をしておりますが、小さな市町村になりますとその市だけではなかなかパイが小さくて一度に大きな金が動くということで手当てできないものですから、この愛知県退職手当組合につきましては、県内の市町村、特別地方公共団体も含まれておりますけども、今60程の団体が組織してこの組合をつくっておるといいますのでございます。

問（17） これ、団塊の世代に伴ってですね、多くの職員の方が退職をされるわけですけども、これ今、積み立てていっている財源というのは大丈夫なんですか。

答（人事） この組合の財政状況ということでございますけども、現在基金で426億円ほど持っております。やはり今おっしゃいましたように団塊の世代が退職していくわけでございますけども、当面財政的に問題のあるという状況ではないというふうに伺っております。

問（17） この積立金というのは、株なんかの要するに運用というのか、今

されているのでしょうか。

答（人事） この426億円というものは、基金で持っております。

（8）議案第83号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第8回）

問（1） 補正予算書の50ページ、2款1項11目ですか、コンビニ収納手数料、補正予算組まれてますけども最初に想定したより数がふえているからこういう処置とられていると思うんですけども、どれくらいふえているんですかね。

答（会計管理者） 平成21年の4月1日からコンビニ収納を実施をさせていただきましてですね、収納手数料としてですね、月額基本料5,000円と1件56円の7,000件分という形ですね、当初予算に計上させていただいておりましたが、4月から8月までの実績ですね、すでに6,389件を取り扱いをしていただいているということですね、すでに執行額が40万1,000円執行しているということですね、今回、7,000件分予定をしておいたものが、すでに6,389件を執行しているということなので47万円、8,000件分をですね、追加で補正をお願いをしたというものでございます。

問（1） やることによって収納率全体、コンビニ収納というのはごく一部になると思うんですけども、全体としては収納率は上がってきているのでしょうか。

答（会計管理者） 収納の関係については収納グループが所管なんですけど、私のほうも資料をいただいておりますので、若干御説明を申し上げたいと思います。収納グループさんがですね、集計をしてみえる中で、納付手段別の、納付状況というものを私どもも資料いただきました。その中でですね、平成21年11月12日現在で資料つくられておるんですが、コンビニ収納につきましては、市県民税とか固定資産税、都市計画税、軽自動車税ですね、すでに7,562件がコンビニ収納でございます。それから口座振替収納がですね、2万3,107件と、その他に金融機関、通常の金融機関ですね、2万398件ということで、トータルで5万1,067件。要はコンビニ収納が14.8%占めているというような状況があるということですね、要は納税者の方ですね、いろんな納税の手段を講じさせていただいた結果コンビニ収納が利便性

があるという形で利用がふえているというふうに考えております。

問（１） 今の説明ですと、今年度の状況はよくわかったんですけども、全体的にみてですね、先ほど収納率というお話させてもらったんですけど、そうやって考えると全体的にまだ年度途中ではっきりしたことはいえないと思いますけども、状況としてはよくなっているというふうに考えてよろしいんですか。

答（収納） 今、会計グループのほうからございましたけども、このコンビニ収納というのは、もともと納税者の方の利便性の向上のほうを求めて行ったようなところもございまして、先進の自治体、先行自治体のほうのお話をお伺いしても徴収率のほうについては、さほど移動がないということで、今回集計した結果の中でも各税目とも徴収率につきましては、一部、国保の分でございますけど、その分については納期限内の納付で徴収率のほうは上がっておりますが、各他の税目につきましては、徴収率は下がっておるといような状況でございました。当初私どもは、最初からこういったコンビニというのは納税者の方の要請も多かったというところもございまして実施をいたしましたので、特に利便性の向上、そちらのほうを目指して行ったようなことになります。

問（９） 同じく説明書の６５ページの商工費１の１。中小企業の支援事業というところなんですけども、高浜市の信用保証料の補助金が計上されています。平成２０年度の決算はかなり入れ込んで４，７００万円ほどあるんですけど、平成２１年度の予算は２，２００万円半分近くなんですけども、このままの状況でこれだけの件数で補助金で足りるのかどうか、今後の見通しというか、決算までの見通しをお願いします。

答（地域産業） 今、委員の御質問ですけど、実は２０年度につきましては、原油原材料高の資金の３０万円というものが入ってございましたので、今年度はそれが入っておりませんので、件数的には、ほぼ昨年と同様に組んでおりまして、その差額が減った原因というふうにこちらのほうでは考えております。

問（９） ２０年度ときは１４万くらい、１件あたり１４万くらいですけども、またそれが原油のお金が減って、その半分以下になったということですね。件数的にも変わらない。３３６件、２０年度あったけれども、だから７万くらい、補助の額が１件あたり７万くらいになるというふうに考えていいですか。

答（地域産業） おっしゃいますように、件数的には同額ですけども、見込み

部分では、原材料高の関係で700万から800万は減になっておりますのでトータルのには件数と平均した単価的なものもありますけど、同じ推移で考えております。

問（9） 同じく65ページの衛生費4款2、清掃費のごみ処理リサイクル推進と3の衛生費のごみ処理事業と環境衛生事業なんですけども、減になってますけど、どういう費用対効果があって減少したのかお願いします。

答（市民生活） まずもって、理由でございしますが、ごみ処理リサイクル推進費の衣浦衛生組合の負担金につきましては、し尿処理ですとか、ごみ処理にかかります消耗品であります薬剤の使用実績に伴いました減ということでございます。続きまして衛生費の中の、斎園分でございしますが、衣浦斎園の待合棟の改修工事に伴います、請負残による減額ということでございます。

問（9） 負担金というのは、薬剤だけの効果であって別に皆さんが一生懸命ごみリサイクルに励んでいるから、負担金の処理代とか負担金が減ったということではないということなんですか。

答（市民生活） 先ほどのごみ処理にかかります消耗品、薬剤の使用料の減というのは、市民の皆様がごみ減量に貢献していただいたこれが成果だと思っております。その他、炉の改修ですとか、その他もろもろのことがございまして、全体としてこの減という形になっております。

問（9） 一生懸命皆さん、ごみのことに関して考えてみえられるわけですけども、処理代がふえるより減ったというところの部分をもう少しどういうふうに減ったのかというに先ほど言いました情報公開ではないですけど、発信していくというところも、これからリサイクルとか環境に対してとてもどういうふうに目標を持って環境に行くのか、ごみ処理をしていくのかといったところをもう少し宣伝、もしこれ減っている、ふえるというのはあまり芳しくないかもしれないですが、減っているんだったら、もう少しそこら辺のほうを情報発信、どういうふうに減ったどれだけ減ったかというところをもう少し発信していただきたいというふうに思いました。

答（市民生活） 衣浦衛生組合の決算状況を毎年広報のほうでもお知らせをさせていただいておりますので、それにあわせてということで御理解いただきたいと思っております。

問（８） ６７ページのところにあります、都市計画総務事業この内容について、まずお聞きしたいと思います。その中にあります、都市情報窓口閲覧システムというんですかね、このことについてお聞きしたいと思います。

答（計画管理） ただ今の質問の都市情報窓口閲覧システム、大きく二点ございまして、一点目がですね、私どもの窓口のところですね、検索用のパソコンを一台置きまして、そこで都市計画情報、いわゆる都市施設を含め、用途地域ですとか、区域区分、そういったものを情報提供をしていくということとですね、もう一方、市の公式のホームページのほうにですね都市計画図、いわゆる都市計画総括図というのがございますが、それをですね、閲覧ができるそういったものの形にしていくという、そういった内容でございます。

問（８） 窓口とそれからインターネットでそれぞれどちらからも検索というんですか、情報が取り入れることができるということなんですけど、内容的に窓口とインターネットで、高浜市のホームページですかね、から見ると内容が違うのか、同じであるならば、わざわざ窓口にですね、そういうパソコンの機器を置いてやる必要もないかと思うんですけど。内容についてはその二つの内容が違っているのか同じなのかお聞きしたいと思います。

答（計画管理） まず、インターネットのほうはですね、PDFファイルといって図を貼り付けた形で町名までの用途だとか施設の様子はわかります。当然計画道路、公園ですね、都市公園、それから用途ですね、その辺の区域も概ね図面の確認できる範囲でおわかりになると思います。窓口のパソコンはですね、例えば地図上で地番をクリックして、青木町何丁目何番というふうにクリックをしていただくとずっとそこの地番は用途は、どういう用途です、建ぺい率はいくつですよ、容積率はいくつですよというようなその細部まで確認ができる。基本的にはこれ都市計画の情報というのは規制とか法律的な制約の中でやっている情報でございますので、インターネットはどこの市町のインターネットもそうですけど、こういった一定の情報ですよという提供の仕方をしておりまして、窓口の分についてはきちんと閲覧図書という形で取り扱っていきますのでそういった違いがございます。

問（８） 以前にですね、１８年のときにですね、民間提案型の業務改善という、そういう制度があって、そこで提案されて、それがそのときには不採択に

なって、この内容ですね、いわゆる用途地域を閲覧するそういうインターネットを通して閲覧するようにしたらどうかという提案があって、それが不採択になってここで三年たってこの時点で改めてそういうものが導入されたということはいいことだとは思いますが、いったん否決されたものが、不採択になったものが、ここでなったということがどういうことなのかちょっと離れるかもしれませんが、民間提案型というのは、ほかの委員会になりますので、そういったことがほかにもあり得るのかということ、ほかの提案で不採択になったのが二年後、三年後にそれが導入されるということがあるのかなのかというその辺について突っ込んだ質問になって申し訳ないですけど。離れるかもしれないですけどお聞きしたいと思います。

答（計画管理） まず、今の私ども所管している以外の分というのは、今進めております民間提案型業務改善制度で提案されたものですね、採用されているかというのは、ちょっと把握をしておりません。私ども所管している今の御質問の件についてお答えしますと、当時、平成18年度のとくにですね、いわゆる愛知県の地域振興情報企画課、いわゆるこういった都市計画の情報だとかもろもろの情報を扱っているところがですね、市町村向けにこういった情報提供していいんじゃないかという当時動きがございました。そういったお話を受けてですね、まだ非常にいい提案だけでも事業化としてすぐに採択という形は少しそういった様子を見ようということが一点でございます。それと最近、これも一日一件というのは言いすぎかもしれないですけど、電話の問合せですね、電話がかかってくる問合せの中で高浜市さん、公式ホームページをみても用途地域図が載っていないんですよと、どうやって検索するんですかという御質問が非常に多ございます。というのは、私も調べましたら、近隣の市町はですね、すでにもうホームページのほうでですね、そういった情報を提供しております、当然のことながら載っておるといようなことでお尋ねがあるものですから、そういったことを踏まえましてですね、少しでもサービスを向上させていきたいということで今回こういったものを上げさせていただいております。

問（8） ちょっと質問の内容が変わりますが、65ページにあります、三州瓦屋根工事奨励補助金、この中でこの補助金を利用する利用者に対していわゆる太陽光発電もそれに付加をされるというんですか、発電の補助金が得られ

るということで、要するに、瓦、地場産業の支援ということで取り入れられていると思いますけど、この中に国とか県の補助金が一般的にあるかと思うんですけど、今回の場合は単費というのか、市の予算だけで計上されていますけど、これは国とか県からの補助金はないんでしょうか、あるんでしょうか。

答（地域産業） 委員のおっしゃるとおり国のほうの補助もありますし、県のほうにもございます。国のほうの補助につきましては市民の方のいわゆる設置者が直接国のほうに請求するような形になっております。限度額としては、7万円、キロ7万円ということになっております。県につきましては、市が補助しましたものにつきまして1キロワット、最高5,000円、上限2万円ということになっておりますけど、今回その歳入につきましては、上げていないわけですけど、21年度の予算につきましては県のほうに確認しましたところ、今のところ締め切ったので予算枠がないということでありましたのでこちらのほうには計上しておりません。

問（8） 県に直接補助金を申請しても補助をいわゆるいただけるということなんですかね。

答（地域産業） 今回、市のほうが1キロ5万円ということで補助させていただくわけなんですけど、1キロ5万円の中に5,000円の県の補助が含まれているということで合わせて5万円を補助させていただく、ですから、県のほうの歳入は市のほうにいただけるんですけど、予算枠というものがあまして今回の21年度につきましてはその歳入が見込まれませんでしたので補正の歳入は計上しておりません。

問（10） 67ページ。市道新設改良事業ですけど、委託料人形小路の。98万5,000円減額になっておりますが、これは何か理由がありますか。

答（都市整備） 今回、委託料、人形小路のほうの設計業務委託でございますが、こちらのほうの減額の理由といたしましてはですね、当初予算、6路線、今回自主設計を行っておるんですけども、各路線ごとに設計業務と測量業務それぞれを積み重ねた形で当初予算の計上をさせていただきました。それが今回、実際に発注する段階におきましてですね、やはり設計の内容を一部そういった重複する部分も多々ございましたものですから、そういった部分でその設計の内容もちょっと一部精査をさせていただきました。それと合わせまして、実際

に受託をしていただいて請負差金、そういったものを含めましてこの減額という形になってございます。

問（17） 65ページです。ちょっと先ほど質問がありましたけども、65ページの環境衛生事業の衣浦斎園の部分ですけども、もう一回、すいません、この減額の理由とそれから4,163万が減額になっておりますけど、この算定の根拠をお願いします。

答（市民生活） 4,163万1,000円の減額の理由でございますが、こちらにつきましては先ほど御説明申し上げたとおり、衣浦斎園の待合棟の改修工事の請負残ということでございます。具体的な数字で申しますと、当初予算額が2億8,000万あったものが、工事が1億6,995万3,000円ということで、合わせまして1億658万2,000円、これを碧南市と高浜市両市で減額をさせていただくと、それに高浜市の割合を乗じたものが、4,163万1,000円ということになります。

問（14） 47ページの19款諸収入、8節の雑入の関係ですけども、愛知県市町村税エルタックス導入事業交付金、この内容について伺いたいと思います。

答（税務） 実はエルタックスの導入事業の関係でございますが、本年10月から公的年金からの個人住民税の特別徴収というのがスタートしております。それに合わせまして、本市におきましてもそのほか電子申告等も可能とするエルタックスというのを9月14日から稼働させておるという状況でございます。

問（14） これはどこから交付されてくる、そういう内容なんですか。

答（税務） この歳入につきましてはですね、愛知県市町村振興協会のほうから初期導入費に対して市町村の負担を軽減するというのでやられております。

問（14） そうすると導入部分が整備されるとこの種の交付金というのは見込まれないと、打ち切られるという内容ですか。ずっと経年的に継続されていく性格の交付金というふうに理解しておっていいのかな。

答（税務） この交付金につきましては、あくまで初期導入費に対して市町村の負担を軽減するというものでございますので、今後の運用経費については今のところ、そちらのほうから交付金が出るということはお聞きはしていません。

問（９） 説明書の６５ページの商工費、７の１の２の商工業振興費の地域産業振興事業の中小企業振興対策事業補助金で、これ３件の補助団体ということだったんですけれども、その３件の団体名というか、どういった方向に今、申請が出ているのかちょっとお聞かせください。

答（地域産業） 特にどこが出てるかということじゃなくてですね、内訳としましては、経営診断士等の診断につきましては３０万円を補助いたしまして、それに伴う設備の導入につきまして、２分の１の最高限度額５０万円を補助するわけなんですけど、同じような相談業務を商工会のほうでやっております、商工会を通じるものにつきましては１件あるように承っております。あと診断することにより、気づいていただくための支援策としましては、特にどこがということではなくて、予算枠として持っているものでございます。

（９）議案第８４号 平成２１年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第２回）

質 疑 な し

（１０）議案第８５号 平成２１年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算
（第１回）

質 疑 な し

（１１）議案第８７号 平成２１年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第２回）

質 疑 な し

（１２）議案第８８号 平成２１年度高浜市水道事業会計補正予算（第１回）

質 疑 な し

(13) 議案第89号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第9回)

質 疑 な し

休 憩 11時03分

再 開 11時10分

(14) 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情

意(6) この陳情はですね、非常にあれもこれもという感じはいたします。負担の公平性はですね、しっかりと配慮をしなくてはいけないという意味で反対の立場で意見を述べさせていただきます。

意(17) 特に後期高齢者の問題ですけれども、低所得者層においてはですね、改善が何回も行われておりますし、それから特別徴収から普通徴収への選択の制度もできております。そういったことで、この趣旨にありますけれども、廃止せよの怒りの声がさらに広がっているとはちょっと私は思えません。それから後期高齢者のこの医療制度をですね、前の制度に戻すことが根本的な解決にはならないと思っていますので、この陳情には反対をさせていただきます。

意(14) 私は全面的に賛成をしたいというふうに思います。あれもこれも非常に大事ということをおもっております。とりわけですね、国保の改善についてこれまで以上に一般会計からの繰り入れを行っていただきたい云々という項目がありますけれども、調べてみますと愛知県か35市ある中で一般会計から繰り入れ額、一人当たり置き換えますと愛知県で一番少ないというのが当市なんです。片や保険料、保険税はと見てまいりますと、一人当たりの金額でいきますと高いほうから上から9番目と上位の部類に属すると、こういう国保の状況に当市は置かれておると。このことが低所得者の方を中心にして、滞納者を生み出している。資格証明書あるいは短期証明書それぞれ現在発行しておる状況があります。短期証明書については、短期保険証についての問題では481、これは20年度の決算の状況でそういう世帯が見られると。こういう要因

をつくってる一つに一般会計からの繰入額が非常に少ないということがあるわけで、これはぜひ改善をしてですね、健全な国保の会計にしていくべきだというふうに思います。それからもう一つは、先ほど出ました国に対する要望の中で後期高齢者医療制度を廃止をしてくださいという要望があります。これについては、民主党が選挙を通してマニフェストに掲げたのは後期高齢者制度の廃止をうたっておったわけで、公約どおりの取り組みにですね、私は地方の議会から声を上げていくべきだというふうに思います。しかも参議院ではですね、民主党も含めて、後期高齢者医療制度の廃止法案そのものを可決をしてるという状況にもなっております。加えて、国民の声が広がっていないという意見がありましたけどね、私はそうではないというふうに思うんですね。非常に広がっていると。しかも来年度4月にはこのままいきますとね、保険料の見直し等も考えられている中で、一日にも早くこの種の制度というのは廃止をすべきだということを考えておりますし、そのような要請を当議会から上げていくべきだという立場から賛成をしたいというふうに思います。

(15) 陳情第10号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情

意(1) この陳情についてはですね、ぜひ趣旨採択を加えていただきたいというふうに考えております。内容はですね、理由は商工会さん、特に地域の中小企業の育成ということで非常に活発に活動されて、いろんなことされてると思うんですけども、今回の陳情の中で5番目のところ、ちょっと読み上げますけども、地域経済の活性化の観点から適正な価格による地元中小企業者、とりわけ商工会員を優先した受注機会の確保ということ、挙げられております。これはですね、商工会に属さないそういうところも締め出すような形になりますので、そういう意味でこれを趣旨採択ということをお願いしたいというふうに考えております。

意(17) 商工会を初めといたしまして、地元の企業の支援は当然必要であります、この一項目目に十分な予算確保をとありますので、これは今非常に財政が厳しい折でありますので、ちょっとこれは難しいじゃないかと思っております。よって本陳情には趣旨採択をお願いいたします。

意（９） 私はちょっと飛んでしまうんですけども、陳情１１号と関連して、陳情１０号の支援体制の拡充というところで、内容に若干先般趣旨採択された方々の御意見も十分承知しておりますけれども、市長の構造改革にもありましたように地元の産業振興、商工の振興がなければ税収の見込みも上がってきません。そのためには地元の特に高浜市という冠のついているところの事業者を応援するという、そういう支援体制の拡充、これはぜひやっていただきたい施策になると思いますので、私はこの１１号も含めて、１０号を賛成したいと思います。

意（１５） 私はこれもやはり県のほうの場合ですね、これは趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（１４） 私も趣旨採択で対応したいというふうに思っております。１番議員がおっしゃったような内容に私も同意見でありまして、とりわけ中小企業の皆さんたちの置かれておる状況というのは、現下の経済状況の中では非常に厳しい経営を余儀なくされておるという認識をしておりますし、したがってその意味では行政側ですね、必要な支援というのは当然のこととして必要だと認識もしております。しかしながら、５番の中に記載してありますように商工会さんを優先をしたというのはね、１番議員も言うておりましたけれども、会員以外の人はどうなのかということにもなるわけで、同じ業者の皆さんたちにとっては商工会だけの内容にとどまる、この趣旨の陳情でありますので、他の業者とに配慮したバランスを欠くということからですね、この点では賛同できない部分があるということで、趣旨採択したいというふうに思います。

（１６）陳情第１１号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

意（１） この陳情につきましても趣旨採択を採択に加えていただきたいと思っております。理由はですね、高浜市の商工会さん、中小企業の発展ということで厳しい時に積極的に活動されているのはよくわかるんですけども、６番目の商工業者の商工会会員加入促進についてというところで、最後のところにですね、新たな進出してくる事業者に対して高浜市商工会への加入を条例等で義務づけるという、この条項についてはですね、ちょっとやっぱり強制的というか、自由経済の中で商売するわけですから、このところにちょっと賛同しかねますの

で趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（９） 賛成でいきたいと思います。半田市のほうで商業の振興条例というのが、先般条例化されました。もっと積極的にですね、地元の本当に高浜市というところで商工の方が頑張っている高浜市商工会というものを結成されている趣旨にのっとなって、地元の産業振興、これなくして本当に税収の増減は見込めませんので、積極的に高浜市商工会とあるなら地元の商工を育てるべきであって、そういった応援する意味でも商工産業振興条例というものの制定に、去年趣旨採択されてるわけで、なんらその後動きもないし、なぜ去年採択されたのにそういった方向性になってないのか、ちょっと私は不思議で今回趣旨採択というふうに逆戻りされる方策になってくるのかなと今そういうふうに感じました。積極的にこういった振興の産業に対する振興の施策をもっと議会としても後押しするためにも、条例の制定とかに向けて頑張っていくべきではないでしょうか。その意味でも１０号、１１号は賛成でいきます。

意（１７） 地元の経済の活性化のためにもですね、商工会を初めとした地元企業の支援は当然これは大事であります。よって本陳情には賛成いたします。

意（１４） 私は趣旨採択を考えております。理由は３番と５番と６番に問題ありということからです。とりわけ３番については、先ほどの陳情第１０号と同種の文言が入っているということ。５番については、これは企業誘致条例をする時に、私どもの見解を述べたとおりでありまして、当時はですね、この条例制定は奨励金交付の要件のハードルがね、非常に高いということで中小零細企業についてはそぐわない、こういう要件があるということと、それから雇用の促進にあたっては正規だとかあるいはパート等の雇用形態そのものについては、企業任せということから、このことから中小企業の進出もあるいは雇用の安定した確保という点でも問題があるということから、賛成をしなかった条例でありまして、これをこの商工会が推し進めていくということには私は問題があるなというふうな見解から趣旨で対応したいというふうに思います。

意（１５） 私はこの１１号は賛成したいと思います。

意（９） 高浜市商工会というふうで広く意見、競争とか固定されて、そこに全部権力がいってしまうとか、権利誘導というふうに皆さんちょっととらえられていると思いますけれども、逆にですね、商売は行政はできませんので、

そういったところに行く時にどこでそれをやっていただくかと考えた時に高浜市商工会の存在の意義を十分、商売のパートナーということもないですけど、税収の増減のパートナーとして高浜市商工会というものをしっかり位置づけて、そういうパートナーとしてもうちょっと産業の振興をしっかりと位置づけていくべきだと私は考えています。

《採 決》

(1) 議案第73号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により可決

(2) 議案第74号 高浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

挙手全員により可決

(3) 議案第75号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

挙手全員により可決

(4) 議案第76号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

挙手全員により可決

(5) 議案第77号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

挙手多数により可決

(6) 議案第78号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について

挙手多数により可決

(7) 議案第79号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

挙手全員により可決

(8) 議案第83号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第8回)

挙手全員により可決

(9) 議案第84号 平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により可決

(10) 議案第85号 平成21年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

挙手全員により可決

(11) 議案第87号 平成21年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)

挙手全員により可決

(12) 議案第88号 平成21年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

挙手全員により可決

(13) 議案第89号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第9回)

挙手全員により可決

(14) 陳情第7号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

(15) 陳情第10号 商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充についての陳情

挙手多数により趣旨採択

(16) 陳情第11号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手多数により趣旨採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

異議なし

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11時32分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長